

議案第70号

新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定
について

新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

平成29年12月5日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例（平成3年条例第8号）の一部を次のよ
うに改正する。

第2条の表に次のように加える。

新居浜市生涯学習センター若宮学習館	新居浜市新田町一丁目8番56号
-------------------	-----------------

第6条中「生涯学習センター」を「生涯学習センター（新居浜市生涯学習センター若
宮学習館を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新居浜市生涯学習センター若宮学習館に必要な職員を置くことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日
から施行する。

（準備行為）

2 使用の許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

提案理由

廃校となる新居浜市立若宮小学校の施設を新居浜市生涯学習センターとして管理するため、本案を提出する。